

令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金山町民が居住する住宅等について、山形県内の施工業者による増改築や補修など一定の条件を満たすリフォーム等工事又は耐震改修を行う者に対し、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、町民の住環境の向上に資するとともに、町内の住宅関連業種を中心とした地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 金山町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。

なお、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

以下同じ。）

ロ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 住宅等 住宅並びにそれらに付属する車庫、物置、門、塀等の建築物、工作物及び建築設備をいう。

(3) リフォーム等工事 別表1に掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって次条に定める要件に該当するものをいう。

イ 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え及び更新（取替え）等を行う工事

ロ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）

- (4) 耐震診断 建築士が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号（以下「告示」という。）に基づく方法）により調査又は診断することをいう。
- (5) 評点1.0 告示において、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と定められた住宅の耐震指標をいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（工事後に評点1.0以上となるものに限る。）であって、次条に定める要件に該当するものをいう。
- (7) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板をいう。
- (8) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (9) 町内業者 前号の県内業者のうち、金山町内に住所を有する個人事業者又は金山町内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (10) リフォーム等工事に対する補助 町が補助する補助金のうち、令和7年度山形県住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日付け施行）に規定する要件を満たすリフォーム等工事を行う者に対して、県の補助金を充てて交付する補助金をいう。
- (11) 移住世帯 令和2年4月1日以降に山形県外から金山町内に住み替えた世帯員又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に住居しており、令和2年3月31日までの間に金山町に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転出届を金山町へ提出した世帯員がいる世帯をいう。
- (12) 新婚世帯 申請日時点において、5年以内である世帯をいう。
- (13) 子育て世帯 平成19年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

（補助対象工事等）

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1の工事基準点算出表（以下「要件工事表」という。）に定める基準点の合計が10点（補助対象となる費用が50万円未満の場合は5点とし、いずれも消費税を除く。）以上になるリフォーム等工事又は耐震改修工事であること。
 - (2) リフォーム等工事の施工にあたり、県内業者と請負契約を締結するものであること。
- 2 前項第1号に基づく点数の計算において、当該点数が長さ、面積及び体積を算定の単位としたものである場合は、その単位に満たない端数を切り捨てて算定した後に合計するとともに、点数の計

算において、住宅等を増築又は改築する部分で実施される次の表に掲げる番号の工事内容は、補助対象外とする。

区 分	番 号
寒さ対策・断熱化	1-1、1-2、1-4
バリアフリー	すべて
克雪	3-1、3-2

3 補助金の交付の対象となる設備機器、断熱材、建具及び金物は、未使用品に限るものとする。

(補助対象となる費用)

第4条 補助対象となる費用は、前条に規定する補助対象工事等に要する費用とする。ただし、消費税は含まないものとする。

2 リフォーム等工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費を含めることができる。

3 耐震改修工事に要する費用には、前項に定める費用のほか、補強計画に要する費用を含めることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、県内業者と請負契約を締結した場合は、次の各号に定める額とする。

- (1) 移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯 要綱第3条第1項第1号に規定する工事を行う場合には、リフォーム等工事に要する費用の3分の1の額又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、町内業者と請負契約を締結する場合は、3分の1の額又は35万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号以外の世帯 要綱第3条第1項第1号に規定する工事を行う場合には、リフォーム等工事に要する費用の5分の1の額又は24万円のいずれか低い額とする。ただし、町内業者と請負契約を締結する場合は、5分の1の額又は30万円のいずれか低い額とする。
- (3) 耐震改修工事の場合は、耐震改修工事に要する費用の2分の1の額又は120万円のいずれか低い額とする。
- (4) 要件工事表の番号1から番号4の基準点の合計が10点（補助対象となる費用が50万円未満の場合は5点とし、いずれも消費税を除く。）以上となる場合は、耐震改修工事を含む全てのリフォーム等工事に要する費用から耐震改修工事に要する費用を差し引いた額の、要綱第5条第1項第2号に規定する補助金の額又は、要綱第2条第1項第11号、第12号、第13号に規定する世帯が行う場合は、要綱第5条第1項1号に規定する補助金の額のいずれか低い額を加算するも

のとする。

2 補助金の額の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 当該補助金の交付は、住宅1戸につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、令和7年12月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、補助対象となったリフォーム等工事及び耐震改修工事の内容等を変更し、又は廃止しようとするときは、令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業変更(廃止)承認申請書(様式第3号)に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業変更(廃止)承認書承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象となったリフォーム等工事及び耐震改修工事が完了したときは、速やかに令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、令和8年1月末日とする。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の実績報告があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金額を確定し、令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業費補助金の確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金額の請求)

第11条 前条により補助金額の確定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに令和7年度金山町住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しな

ければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第12条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) その他、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めた場合

(適用除外等)

第13条 第3条に定める交付対象工事等であっても、ほかに国又は県の補助を受けている場合又は受けようとする場合は、適用されない場合がある。

2 この補助金は、景観条例第11条に基づく助成金との併用はできないものとする。ただし、工事等の時期並びに請負契約等の形態において交付対象工事等及び補助対象となる費用が明らかに異なる場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。